

前回の小委員会における委員からの主なご意見

1. 水銀排出規制制度の必要性

- 基準の設定とこれに対する罰則を設けるのみが規制ではなく、自主的取組を法の枠組みの中に位置付けることも規制である。
- 地球全体で水銀排出量の削減を徹底するという意味で、きちんとした規制をすることが大事。
- 「事業者」という表現では、地方行政が行う廃棄物処理施設が対象になっていないようにも見える。表現を検討されたい。
- 今回の規制の目的は直接吸入による影響を想定した指針値の達成ではなく、水銀排出量を可能な限り削減するということであり、このためリスクベースによる基準値が作れずBATの考え方に拠らざるを得ない。この点の説明をしっかりとすべき。
- 化管法でも、水銀が対象物質として、自主的管理されることとなっており、また、今後水銀の測定義務の対象施設については届出の義務付けができるようになる見込みである。この点も含めて、これまでの取組に、現状の化管法の規制を書き込む必要がある。

2. (1)(a) 排出口における排出限度値又は構造・設備規制

- 特に廃棄物関係については、廃棄物の水銀含有量が一定でなく、従来型の排出口基準では上手く行かない点があると思われるため、従来考えてきた構造基準か排出口基準かという発想とは違うものを入れる必要があるのではないか。
- 実態的調査の後、施設の類型や平均的な排出量に応じて、排出限度値規制だけでなく、構造・設備規制の導入等の総合的な規制が必要ではないか。
- 構造基準も事業者自らが事業の実情を踏まえた対策を採るのに有効な手段であると思われる。行政的コストを抑えられるという点は言い過ぎではないか。
- 6ページ目の一つ目で、直罰や改善命令という行政措置のことが記載されており、次の行で平均的な排出状況という点が記載されているが、これは行政措置ではなく排出実態を書いている部分であり、並列的に書くのは説明不足ではないか。
- 廃棄物処理施設について構造・設備規制を入れたとしても、排出状況を見つつ活性炭を大量に投入するなどしないと高濃度排出を防ぐことはできないのではないか。
- 廃棄物処理について、製品規制と、廃棄物の規制の両方を取組み、全体で規制を見ていくのが重要。
- 製品に関する表示や回収システム等、全てが影響するため、どういうことが必要か本小委員会の答申でも記載することが必要。
- 「廃棄物処理等の排出源によっては、焼却する対象物にどのような物質が入っているかを管理することは困難という」とあるが、このように決めてかかるべきではない。
- 産業廃棄物、一般廃棄物について、焼却前に水銀含有物の完全な回収は難しいというのが実情。このため、廃棄物の方に任せっきりにできない。
- 水銀自体が有害大気汚染物質のカテゴリーにも入っており、同物質対策で水銀の大気排

出が抑制されてきたことから、指定物質抑制基準を基本として条約担保を検討すべき。

- 直罰のような強制的な罰則ではなく、もう少し柔軟な指導基準でもよいのではないか。

2.(1)(b) 具体的な規制水準を設定するに当たっての基本的考え方

- 我が国の従来規制とは異なり、リスクから逆算して規制基準を検討するのではなく、地球全体のリスクを可能な限り抑制するというのが条約の目的であり、基準設定に際し全く違う考え方になるのは当然。
- 我が国でのBATはどのようなもので、どう決めるのか骨子案に記載されていない。この点の検討には、例えば既存の5施設における水銀排出対策の内容と効果を基礎にする必要がある。
- 施設の種類により水銀排出量が一工程中で大きく変動する場合は、平均的な排出量を測るようJISでも決められている。「平均的な状況」の記載に当たってはこの点を整理する必要がある。
- 今回の規制の目的は直接吸入による影響を想定した指針値の達成ではなく、更に水銀排出量を可能な限り削減するということであり、このためリスクベースによる基準値が作れずBATの考え方に拠らざるを得ない。この点の説明をしっかりとすべき。(再掲)
- 水銀の排出抑制対策の状況を十分把握・整理し、過剰な規制とならない、現実的に対応し得る規制を考えてほしい。
- 現行の指定物質抑制基準を基本として、事業者の自主的な排出抑制に努めるという規定にすべきではないか。
- 日本で現在導入している水銀排出抑制技術を、きちんとリスト化する必要もあるのではないか。
- 既存施設の規制も含めて、水銀に特化する規制よりも、従来のNOx、SOxにおけるスリーテンの到達と合わせるといった複合的な規制の出し方もあるのではないか。
- SOx、NOx及びVOCという環境中から除去される物質と異なり、一旦排出されると蓄積し続ける水銀については濃度規制はあまり意味がなく、環境への排出総量が問題となる点を注意して記載する必要がある。

2.(1)(c) 規制の実効性を確保する為の措置

(測定義務を設けるとした場合の測定方法)

- 特に廃棄物やセメントに関し、排出源毎に測定方法を選ぶ必要があるのではないか。また、測定方法を、排出口からの平均的な排出状況を見られるようにすること、事業者や行政の大きな負担にならないようにすることには賛成。
- インベントリーとの関係も踏まえ、基本的には、今後何年かかかるとしても、連続モニタリングを導入する方向で考えていくべきではないか。

(実効性確保のためのその他の措置)

- 現在の水銀の大気曝露の状況や設備の設置状況等を踏まえると、水銀をばい煙と同等に位置付けるのは難しいのではないか。指定物質抑制基準というような考え方をもって、事業者の自主的抑制に努めていくのが適当である。

2.(1)(d)「環境のための最良の慣行」の利用について

- 製品に関する表示や回収システム等、全てが影響するため、ということが必要か本小委員会の答申でも記載することが必要と思う。(再掲)
- 廃棄物処理については、国民の責務が非常に重要となる。大気排出という面からも、分別等について国民の協力が必要であるという点を強く打ち出しておいた方がよい。

2.(2) 既存施設に係る規制手法

- 複数汚染物質規制戦略に該当する措置を実施しているから条約担保済みとするのではなく、そのような措置を容認した形の基準を作る方がよいのではないか。
- 既存の大気汚染対策を複数汚染物質規制戦略に該当するとした場合、どの排ガス処理装置が適切なのかを検討する必要がある。
- 既存の大気汚染対策による排ガス処理装置を設置している場合には、複数汚染物質規制戦略に該当するとして条約担保済みとする措置を検討すべきである。また、新たに基準値をもうけるのではなく、有害大気汚染物質として自主管理を継続することによって条約を担保するとすべきである。

2.(3) 排出規制の対象施設の規模

- 排出量が多いのに規制の対象にならず、少ししか排出していないようなところが規制対象となってしまうというのは不相当だと思う。
- 水銀を扱わない施設類型を規制対象外とするのは賛成。しかし、国内の水銀の排出割合も勘案した上で、ある程度の裾切りをやるのが必要ではないか。
- 廃棄物に関しては、単純な施設規模による裾切りは難しいと考える。また、廃棄物は、処理対象の混合が想定されるため、きめ細やかに、規制対象に入れるか入れないかという点を考えなければならないと思う。
- 施設規模の大小にかかわらず規制対象とするという考えに賛成。

2.(4) 排出規制の対象施設の選定の基本的考え方

- 人為的発生源から排出される水銀の削減が、環境中で循環する水銀の量の低減にどれだけ寄与するのか、日本が行っている対策がアジア全体に普及された場合の削減量と、その場合に世界の水銀循環量にどれくらい寄与するのかという数字を書き込んでほしい。
- 地球規模全体に対してどのように責任を持つかということを今後検討する場合、いわゆる排出源の多い国における条約対象外の施設の扱いをどのようにするのか、という問題の波及のさせ方が重要になると思う。
- 鉄鋼業界を規制対象としないと判断した場合でも、自主的に排出抑制に取り組み、またその結果を対象業界と同程度に社会に公表することが重要である。
- 日本の水銀の排出係数、排出原単位は世界の最高水準である点を踏まえると、条約以上の規制をこの小委員会で更に議論するのはやはり適当ではないと考える。
- 鉄鋼業が我が国だけの規制になった場合、その対策用のコストが国際競争力の低下に繋がり、結果的にアジアへ生産拠点が移り、水銀の排出量、世界的な排出量が増える可能性が懸念される。

2.(5) 国民による自主的な排出抑制取組みの責務

- 国民の関心を喚起することも大事だが、水銀排出抑制のため国民が出来ることを示す必要もある。このために行う業界や地方自治体の取組も大事。
- 国民が水銀の特性を理解しないと、何故分別が大事なのかも伝わらない。製品については事業者が、それを処理する廃棄物に関しては地方自治体が、またその全体として国が説明を行うべきであり、その点の書き込み方が足りない。
- 廃棄物処理については、国民の責務が非常に重要となる。大気排出という面からも、分別等について国民の協力が必要であるという点を強く打ち出しておいた方がよい。(再掲)

3.(1) 大気排出対策の目標の設定

- 目標を設定する場合、水銀排出量を現状維持するのは目標になり得ると思う。
- 水銀は排出濃度ではなく排出量が問題であること、また条約名を考えると、本当は目標を設定した方がよいと思う。
- 目標設定は国民負担の妥当性といった観点も踏まえ、各国の状況を見ながら検討していくべきであり、本小委員会で結論を出すには難しいと考える。

3.(2) インベントリー

- イギリスやアメリカのインベントリーの仕組みに関し、様々な情報に対しどのように信頼性、時系列の整合性をとっているのか、更に踏み込んで検討する必要があるだろう。
- PRTR では、水銀に関してもう届出が行われていると思うので、それとの関係をどう考えるか示してほしい。また、内容の規制に比べて負担の軽い手続規制である報告の義務付けを法定する必要がないとするのであれば、何故そうするのか理由を書くべき。

3.(3) 国及び地方公共団体の責務

- 開発途上国に対する能力形成等について、書き方や書く場所を含めて更に検討をしてほしい。
- 国民が水銀の特性を理解しないと、何故分別が大事なのかも伝わらない。製品については事業者が、それを処理する廃棄物に関しては地方自治体が、またその全体として国が説明を行うべきであり、その点の書き込み方が足りない。(再掲)

今後の課題

- 骨子案では鉛、カドミウムについて言及されているが、水俣条約への対応においての今後の課題としてもう少し書くべきことがあると思う。